

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で、定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 中西峰雄君、22番 楠本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問 を行います。

順番15、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、次の2点について質問いたします。一つは、去る9月議会における勤労手当に関する市当局の答弁の疑問点について、二つ目は、不当要求から職員と職務の適正を守るための制度の充実をという観点からであります。

まず、現行の勤労手当、約3億9,500万円の解釈・運用は、違法であると認めないのかという点から伺います。勤労手当は、地方自治法第204条第2項、第3項に定めています。これを受けて橋本市職員の給与に関する条例第20条が存在します。その第1項で、「勤労手当は、勤務成績に応じて支給する」とあります。そして、その構成要件として、1、期間

率、2、成績率の二つを規則で定めております。問題は成績率であるが、当然ながら条例第20条第1項の「勤務成績に応じて」という制限を受ける。ところが、成績率なるものは存在せず、勤勉である者にも勤勉でない者にも一律に勤労手当と称して基本給の約14%弱を支給している。その額は実に3億9,500万円にも達している。この実態は、勤労手当は勤務成績に応じて支給するという条例第20条の明文に明らかに反している。法律学辞典によると、「違法とは、法規に対して違反すること」とある。この点、条例は憲法第94条によって認められた地方公共団体が制定する自主法であるから、紛れもなく法規であります。条例違反の現行勤労手当の運用を違法でないという9月議会における市当局の答弁は、サギをカラスと言うに等しい詭弁ではないかと考えます。

次に、通告の第2、不当要求から職員と職務の適正を守る制度の充実をという観点から伺います。職員が仕事を進める上や意思決定の過程で感じた不安、疑問、問題点等で、職員自身が職場で解決することが困難な場合について、市はいかなる対応をしているのか、また現状で十分と考えているのかを伺います。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）議員ご質問の職員の勤労手当の件については、さきの9月議会でもご答弁申し上げたところですが、地方自治法第204条第2項及び第3項、橋本市職員の給与に関する条例20条及び橋本市職員の給与支給に関する規則第2条の2から第2条の6

までにおいて規定しているところでございます。また、成績率につきましては、同規則第2条の6第5項で任命権者が定める規定とされており、任命権者がこの規定により権限を授けられていますので、現在、標準の成績率を100分の72.5とし、基準日以前6カ月以内に地方公務員法の規定による懲戒処分を受けた職員の成績率を停職処分100分の35、減給処分100分の45、懲戒処分100分の55として運用しています。したがって、勤勉手当の運用は違法とは考えていませんが、社会・経済情勢を考慮し、9月議会でご答弁申し上げたとおり、成績率に反映する人事評価をまず管理職から導入してまいりたいと考えております。

なお、人事評価に基づく運用となりましても、制度上勤勉手当の原資の額は、さきの9月議会でもご答弁申し上げたように、平成18年度普通会計ベースで約3億6,000万円となり、変化しないことを申し添えます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、不当要求のことについてご答弁申し上げます。議員のご質問の点につきましては、不特定多数の住民に対する公共サービス機関である市役所業務の中では、当然さまざまな市民要求等を受けますので、職員が個人的に議員ご指摘のような不安等を感じる場面は多々あるかと思いますが、通常大半の業務については、所属長をはじめとする管理監督職を中心に組織的に解決されているものと考えます。しかしながら、いわゆる不当要求が発生する可能性は十分ありますので、本市では職場運営上、一定の役割を果たしている課長補佐職を中心に、不当要求防止責任者を任命し、県公安委員会主催の講習会に参加させ、対応方法の研さんに努めているところです。なお、具体的な事案によっては、顧問弁護士等にも相談しながら対応しているところですが、今後とも行政対象暴力等に対しては、警

察や和歌山県暴力団追放県民センターとも連携をとりながら、毅然とした対応をいたしたいと考えていますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、1番から伺います。任命権者の規則、これによって決められているということですが、任命権者の規則も条例によって制限を受けるということをご存じですか、それとも受けないとお考えですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）具体的に質問の意図がわかりにくいんですけども、規則は条例によって細部を規定するものでございますので、規則そのものは条例が根拠法令ということになると思います。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）そしたら、条例では勤務成績に応じて勤勉手当を支給すると。ところが、規則ではそうになっていませんね。今、言われたように、一つとして処分を受けた人に対しては、そういう段階をつけているというお話、これはわかります。処分を受けた人は年間何人おるんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）これはちょっと古いんですけど、19年6月まで18年の4月からでございますけれども、成績率運用の実績は5人でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）処分を受けなかった人は何人ですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）処分を受けなかったというんですか、成績率に反映しない処分ということで考えたらよろしいですか。職員

数は一般会計で650人程度ですので、その5人を引きまして645人。650人をちょっと切れる程度でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）650人として、5人に適用される成績、そういうことを決めて、650人全体について決まっているということは言えますかね。100分の1以下の者を対象として規定してあることによって、全体をもその規定によって同様に扱われて成績率で適用しているんだと、こういうことが言えますかね。

100分の1ですよ。市民は納得できますかね。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）成績率の運用をしていないか、しているかと言いましたら、100分の1でもやっているということで、それはやってないということではないと思います。ただ、9月議会で言いましたように、人事評価によるものがまだできていない、めり張りがついていないということでございますので、これは必要だということで、9月議会で答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）9月議会では、今のこれはおかしいということで一步前進の答弁をいただいたんですけども、違法ということについては違法でないという答弁だったので、今、私は質問させていただいております。100分の1についての規定を全般が正しいんだというようなことは言えない、そして、それはこれから直していく、それはようわかります。現時点において市当局の任命権者の規定した規則、定めた規則というのが条例に違反していると、これは言えますか、言えませんか。1%のものをもって大丈夫だと言うか、99%の何も書いていないと、一律に扱っている、成績評価していない、これを重視する、どっ

ちが本則だとお考えですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）さっきも言いましたように、成績率に変化をつけるというのが100分の1であるかわかりませんが、それは今後、人事評価を入れた中で全員対象になっていくような形でしていくのが望ましい形じゃないかというのは私も考えてございます。ということで、これが違法か違法でないかというのにつきましては、違法であるという認識は持ってございません。

それと、これは質問にないわけでもございませぬけれども、この人事評価の成績率に反映せえという考え方が出てきましたのが、ちょうど17年度の人勧でございます。それを受けまして、国家公務員法の改正も国のほうでやられておりまして、国家公務員につきましては、現在、人事評価について実施しているところでございます。なお、地方公務員につきましては、今年の5月に閣議決定されまして、地方公務員法の改正の中で人事評価はやっていくという具体的な公務員法の改正が閣議決定されたわけでもございませぬけれども、現在、国会が通っていないという状況の中で、現在、地方自治体につきましては、国家公務員法の改正に準じまして人事評価の施行をやっているのが全国的な現状でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私が伺っているのは、条例がある場合に規則がこれに優先するかと。条例のほうが優先するというお考えでしたよね。100分の99人に適用されることが一律になっているんですよ。要するに全体が一律に評価されているんです。これが勤務成績に応じてと言えますかという話をしているんです。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）条例で定められている細部のことを規則で定めるわけでもござい

ますけれども、その細部について定めが人事評価についてを入れていく場合は不十分な定めになっているという現状でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）条例は規則の上位規範でしょう。それに違反するとは言えないんですか、今の場合。繰り返して言うのは残念ですけど、勤務成績に応じて支給すると、こうなっているんでしょう。それをみんな一律にやっている。この前、ワタリのと時の話を出して、それで取り消せと。だれが言ったかと証明しろと言われたんで、その人に迷惑がかかったらあかんで取り消しましたけどね。ああいう事情があるんです。それを一律に勤勉手当を与えるということは、そういう規則は条例に違反していませんかと、一般常識から考えておかしくないですかと、違反していませんかということです。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）同じ答弁になるかと思えますけれども、成績率を運用しているところで、懲戒処分の部分を運用しているところしかできていないというだけのことで、違反しているということにはなっていないということで考えてございます。人事評価の部分が入っていないということだけでございまして、勤務手当の成績率の運用で処分されたものが入っているということは、それをやっているということでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。答弁と並行するんで、角度を変えて。

○4番（松浦健次君）えらい開き直られましたけど、100分の1について、それが妥当なことを定めて、100分の99について全うでないとやっているのに、全然問題ないという話ですか。考えられないですけどね。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）問題がないと言っ

ているわけじゃございません。現在の運用はそれしかやれていないと。今後、勤務評価の部分も成績率に反映すべきであるという考えは私も持っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）繰り返しになりますけど、現状、今の現在の状態をどうかと私は今聞いているんです。これから先にどうのこうのの話じゃなくて、現状の認識としては違法ではないということですね。そういうことですか。では、また市当局のやりとりをいっぺん市民の方にいろいろな形で聞いてみます。市はこういうことをしているんだと。市民の人に判断してもらいよりしようがないですね。市長、それでよろしいですか。

○議長（中上良隆君）副市長。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長、答えてください。副市長は市長の任命によるかもしれませんが、市民の1票もいただけていない。民主政治のもとでは最高責任者がきちんとした責任ある回答をしてください。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の再質問にお答えをしたいと思います。9月議会からこの問題をいろいろと取り上げていただいておりますのでございます。私としましても、やはり今までのやってきておることについては、基本的には間違っていないとは判断しておりますが、今後、そういう人事評価等を含めて、新年度から改めるべきことは改めて、まず管理職からそういう手法でもってひとつ評価をしていくべきだという考え方を持っておるわけでありまして。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）9月議会では21年度4

月からというお話でしたけども、今回、新年度からということによろしいですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）人事評価につきましては、20年度から施行に入りまして、21年度から、要するに22年の4月から管理職に適用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）21年の4月じゃないですか。今、22年の4月と言われました。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）すいません、訂正させていただきたいと思います。20年度に施行しまして21年度から管理職に実施するというところでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）水かけ論になるのでこの程度でやめますけれども、私は違法であると、確信を持って、明々白々のことをそうでないというふうに答弁されると極めて不誠実だと、そう思います。

次の質問に移ります。

今の答弁、2番目の不当要求の改善、職員と職務を守ると、こういう質問に対する答弁としては、管理監督、これを中心にやっているから解決されていると、そういうふうにおっしゃられまして、私もこれを質問する前に職員課長あるいは総務部長、いろんな幹部の人たちと話をしましたところ、大丈夫、心配要らないというようなお話はあったんですけども、私は根も葉もないことを言っているんじゃないくて、別の部長や課長、あるいは部長級、課長級の人、係長の皆さん、これは13人ですけども、いろいろ意見を伺いました。こういう懸念があるんだけど、どうですかと聞いたら、ぜひともやってくださいと。あ、あなた、そういうことを言うけども、部長、職

員課長はそんな大丈夫だと言っているよと言いましたら、あの人たちは実態を知らない、ぜひやってくださいと、こういうことを言われるんです。市としては、1人で抱え込まないで同僚あるいは上司に相談しなさい、それで解決しなさいということでやっていると。これに対しては同僚が見て見ぬふりをすると。そんなことを自分で解決できないのかと思われたくないし、また言われる。だから、どうしても自分で抱え込む事態も発生する。そのときに上司に相談したら、そんなもん自分でやれと、こういうふうになって、私はもう泣きたくなかったと、そういう職員もおりました。どうですか、私の認識と、今、答弁された大丈夫だ、大丈夫だということと。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）他市というんですか、ほかの自治体も見ましても、要綱をきちっと制定した中で定期的にそういう会合もやった中でやっていくというような形が見受けられます。そういうことで、私どももそういう組織体制があるわけでございますけども、消えかけたような状態になってございまして、講習会だけ受けているような状況でございますので、この部分につきましては、この一般質問もあったことも機会にして、きちっとやっていくべきだというふうに考えてございます。ということで、今後はその組織等については充実してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）具体的にどういう形でやられるんですかね。頑張ります、一生懸命やりますと、これはもう聞き飽きているんです。具体的にこうこうする、だから大丈夫だということを示してもらえませんか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）旧の橋本市でござ

いましたけども、数年前の事件があった後に不当要求防止に関する要綱ということで制定して運用してございました。ということで、合併後、それについての整理ができていないような状況でございます。それで、不当要求防止責任者の任命につきましては、新市の補佐級を中心にして、32課室所の職員34名について任命して定期的な講習会には受けさせておるわけでございますけれども、肝心の要綱の部分と組織の部分、もう少しきちっとした形で整備していかなければいけない部分もございまして。そういうことで、これにつきましては早急に整理しまして、要綱の見直しも1回考えた中でしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）努力を待ちたいと思えますけども、例えばこういうことを言われるんですよ。職員の方の嘆きとしてはね。市の幹部とすごく親密な方から、おまえ、首にするぞと、飛ばしてしまうぞと、そういうことを言われて、市当局の事務を遂行するときに、ほんまに市はわしを守ってくれるんかいなど、そういう不安が大きいと。そしたら、それなりの行動をとらざるを得ないと。この人に言うたら絶対守ってくれる、そういう信頼がないんですよ。みんな保身に走り回って守ってくれない、そういう不安を持っている職員も少なくない。それは、私はぜひともこの点を改善していただきたいと。僕は職員1人を守るために市役所全庁挙げて守るべきは守るんだと。そしたら職員は、市役所はおれの後ろについてくれているんだ、市長はじめ組織体として守ってもらえるんだと一生懸命頑張りますけど、おまえ、勝手にやれとか、わしは知らんと、そんなことで逃げられたらたまったもんじゃない。ぜひともお願いします。

和歌山市で一つの例として、これは産経新

聞の11月17日の話なんですけども、公共工事入札をめぐる不当要求があったと。これについての記事を読ませていただきますので、参考にしてくださいね。

「市の公益通報制度に基づく通報があり、市が調査をしていた。人事課によると、今年7月、匿名の市職員から外部相談員の弁護士あてに郵送で届いた通報によると、複数の団体役員が、4月、市管理の施設の修繕工事について発注価格を随意契約となる50万円以下に抑え、役員らの意に沿った業者に受注されるよう市側に要求をしてきた。また、役員らが市発注の修繕工事などについて事前報告を求めたり、業者選定に関与したりしているほか、団体の催し物に市幹部職員の参加を強要したと指摘した。調査では、幹部数人が祭事、催し物に出席して寄附金などを支払った事実が判明したが、参加の強要や事前報告については確認できなかったという。市は刑法の強要罪などには当たらないとして刑事告発は行わない方針だが、今後は外部からの要請や要求は文書化し、場合によっては録音することも指導。前述の幹部の行為については、職員倫理規定には違反していないが好ましい行為ではない。人事課」こういう記事があるんですけどね。いろんな形で市職員に働きかけがあると思うんです。

私なりに勉強させてもらったことで即、気がついたのは、言うたら不利益になると、何かにかかわったら自分が損だと、だから表へ出ないと、見て見ぬふりをすると、こういう傾向も事実としてあるように思うんです。それで、ここにもありますように、だれかに匿名でも訴えたら、それなりに処理してもらえる、解決に誠意を持ってやってもらえる、守ってもらえる、そういう制度をつくってはどうか。しかも、匿名というのは、自分のことだけじゃなくて、仮に5人なら5人、

10人なら10人の職場があつて、1人が集中攻撃を受けているときに、その人が訴えなくても、周りの人が匿名でも、あの子、困つてゐるで、何とかしてあげてくださいよという感じで匿名で通報できるような制度というのはできないもんですかね。本人がだれが通報したかわかったら、あるいはかかわったかわかったら自分が不利益をこうむる、だから言わない、かかわらない、私が聞いたところ、そういう実態があるので、その人を守るためにも、職務を守るためにも、そういう制度を明確に認めて、あるんなら運用をきちんともらつて、なければ明確に制定してもらふ。そういう考えはいかがですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）いわゆる不当要求行為の防止に関する手引き書というのがございます。そういうことで、要綱があるというのが職員に浸透してございませんので、これらの整理をせんなんところもありますけども、それも含めてできるだけ早い時期にそれを職員に浸透するような形で、その手引き書の中にはどういう形で対処するという事も書いてございますので、そういう部分をよく職員に知らしめるような形のものをしていきたいし、考えてございます。それはぜひとも必要なことというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）制度がある、決まりがあると。それがきちんと趣旨どおり機能してくれていたら何も問題はないんですけども、機能しないところに問題がある。なぜ機能しないのか。その辺のところを原因を明らかにしていただいて、有効な手続き、あるいは制度改善をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これをもって、4番 松

浦君の一般質問は終わりました。